

## 総会・理事会 開催報告

去る5月18日、栗東市ウイングプラザ4階において、平成26年度第1回理事会と第7回通常総会を開催しました。理事会では7名の理事全員が出席し、総会では約40名（内書面16名）の正会員が出席しました。泉理事長の挨拶の後、松並卓見氏を議長に選出し、理事会で事前に審議されました「平成25年度事業報告と決算報告」「平成26年度事業計画と活動予算についてそれぞれ報告し、いずれも承認されました。

また、定款の中の項目にある、目的及び事業に関する変更についても同じく承認されました。その結果をもとに、ただちに県に認証申請を行いました。



### 今から学ぼう終活 ～ 遺言・相続・成年後見 ～

司法書士  
嶋川敏之氏の講演



通常総会後に湖南4市の受託事業である成年後見制度利用促進事業の啓発事業として講演会を開催しました。

最近のご相談で公正証書や遺言・相続に関するご相談が増えてきたことや、障害がある子の親御さんから、親亡き後のご心配の声も多いため、今回の講演会を開催しました。遺言が必要な典型的なケースや相続を引き継ぐ相続人の順位や割合など、

法律的な知識を学ぶことができました。

そして、成年後見制度利用の検討が必要なケースについてのお話では、子どもに障害があり親亡き後を心配するケースの中で、福祉サービスなどの利用契約手続きも子どもが成人している場合は本来、親の代理契約は法的には契約締結とは言えないものであることなど、具体的な内容を多くいただきました。

アンケート結果

★遺言についてはあまり話を聞く機会がないので貴重だった

★後半の「障害を持つ子の親として今すべきこと」や親が子供の契約手続きをしていくのは実は「契約らしきものである」というのは目から鱗だった

★今後の参考にしたい

★引き続き成年後見について話を聞きたい

# ★研修会・出前講座★

障がい者・高齢者の権利擁護や成年後見制度について勉強したい等のご要望があれば、もだまが皆様方と一緒に研修会や勉強会をさせていただいております。

(湖南4市にある概ね10名以上の組織・団体を対象) これまでは高齢者施設や障がい者の作業所、家族会などの当事者関係からの要請が主でしたが、昨年度末から今年度に入り、民生委員や町内会など地域や市民の方々からのご依頼が増え、少しずつ成年後見制度が周知され始めていることにとっても嬉しく思います。

研修会、出前講座のご要望がありましたら、ご連絡ください。



## 成年後見制度研修会Q & A

1

Q. 成年後見制度の申し立てから選任されるまでの期間はどれくらいですか？

A. 精神鑑定や後見人等候補者の有無によって、選任されるまでの期間は異なります。精神鑑定無し・後見人等候補者有りでの申し立てでは10日間程で審判が下りたケースもあれば、精神鑑定有り・後見人等候補者無しの申立では半年間程かかったケースもあります。また、後見人等に選任されると家庭裁判所から「審判書」が郵送されます。審判書が届いてから2週間後に確定となります。

2

Q. 成年後見人等が選任された後はどのくらい費用がかかりますか？

A. 後見報酬の額は、管理している財産の額や後見事務の難易などを総合的に検討し、それぞれのケースごとに家庭裁判所が決めます。

また、報酬は被後見人等の財産から支払うこととなります。

※報酬は、家庭裁判所に「成年後見人に対する報酬の付与」を申し立てた上で認められた際に受け取ることができます。管理している被後見人等の財産から勝手に受け取ることはできません。

その他、ご本人を支援するうえでの実費として、例えば面会に行った際の交通費や申請手続き時の手数料や郵送料などがあります。これらの実費も被後見人等の財産から受け取ることができます。



# 権利擁護支援ネットワーク連絡会議発足

滋賀県では、各圏域ごとに権利擁護センターの設置をめざした取り組みがなされてきましたが、これまでの大津市のNPO法人あさがお、高島市成年後見サポートセンター、湖南圏域のもだまに加え、昨年度は甲賀・湖南成年後見センターぱんじー、今年度は長浜市成年後見・権利擁護センターが立ち上がりました。

このような動き中で、去る6月11日に滋賀県社会福祉協議会からの呼びかけで、県内の権利擁護センターネットワーク会議が開催され8団体が参加しました。この会議は、各団体の取り組み、権利擁護システムの構築や今後の展開に向けた情報・意見交換を目的に開催され、初回の会議では、自己紹介と各団体の活動紹介、法人後見の取り組みやなんでも相談会についての情報・意見交換がありました。なんでも相談会の実施経験がある「あさがお」さんや「ぱんじー」さんから、相談者（相談する人）、相談員（相談を受ける人）、地域のメリットの説明があり、この相談会が今後の権利擁護システムを構築していく上でも土台となることが認識できました。

もだまも今年度の新規事業としてなんでも相談会を開催する予定であり、参加団体の皆様にご協力をお願いするいい機会にもなりました。

今後、この会議は権利擁護センターネットワーク連絡会議として、年3回程度開催することや事務局を各団体が持ち回りとすることが決定され、次回は東近江圏域で開催されることになりました。



## 福祉新聞（H26.6.30 発行）より

「普通で暮らしたい」  
精神科病棟転換案  
反対集会に3200人

使わなくなった精神科病棟を居住施設に転用する案が厚生労働省で検討されていることに反対し、26日、東京の日比谷野外音楽堂で約3200人が集い緊急集会が開かれた。精神障害の当事者や支援者、有識者などで作る「病棟転換型居住施設について考える会」（連絡先：長谷川利夫・杏林大教授）の主催。当事者たちは「生活するのは普通で場所がいい。もうこれ以上病院や施設に入れ続けたい」と訴えている。退院先の住居がなく入院が長期化、高齢化した人の地域移行が政策課題。厚生労働省の検討会では、地域での支援を強化しつつ病床を削減し、いざい必要にならぬ病棟の建物や設備をグループホームや賃貸住宅として活用する案が出ていますが、「それは退院して地域に戻

もだまに寄せられるご相談の中に精神科病院に長期入院者の高齢化に伴い、介護が必要な状態になっていくため施設入所契約などのために後見人が必要とするケースや入退院を繰り返しながら、地域生活を送っている方で病状が悪化している時の行動により、契約行為の代理や契約取り消しが必要なケースなどがあります。

地域移行の推進が活発化していく中で、退院に向けての準備の一つとして、精神障がい者の権利擁護支援が必要であるように感じています。

成年後見制度における身上監護の中でご本人の居住地確保がありま

すが、第一にご本人の意思を尊重した上で決定をします。今回の記事を見て、地域移行が先立つことなく、ご本人の居住地確保の選択肢が一つでも広がるよう、当事者の声に耳を傾けた社会資源の整備やサービス構築を目指していただきたいと思います。



ったことにならない」と反対意見も根強い。集会では「日本も批准した障害者権利条約に違反する。家族に依存せず、地域で暮らすための社会資源やサービスの構築こそ強く求める」とアピールした。検討会の取りまとめは7月1日の予定。

# 後見活動日誌

A子さんは70歳代の女性で、意識障害がありコミュニケーションが取れません。今の症状になられてから数年になります。面会時に耳元で声を掛けると聞こえているのか、大きな目を見張られるように感じます。看護や介護は本人に合った体位や回りの状態に気配りをさせていただいていることに、頭の下がる思いをしています。

以前は介護施設で生活をされて、その中では比較のお若いため、他の利用者の方と「生まれた時代が違うので、話が合わない」と話されていましたが、ご病気もあり在宅での生活は困難なため施設で生活していただいていた。お元気な頃に医療の希望をお聞きすると、「管をいっばいつないで生かされるのはあまり好まない」と言われました。

また、自分は一人っ子で親族は居ないと話されていましたが、戸籍調査で御兄弟がおられることが分かり連絡を取りましたが、長年の音信不通から支援・協力はできないと言われました。現在の治療も主治医の判断で、その症状に応じ治療をしていただくようお願いをしています。私たちは面会をしたり治療の内容を確認させていただきながら必要な支援をさせていただこうと考えています。



## 新任職員紹介

四月からもだまの相談員として勤務させて頂いています。仕事を初めて三か月が経ちました。様々なケースに出会い、こんなにも身近に困っている方が沢山おられることに驚きと、成年後見制度はじめ、福祉サービスマニヤや制度、人との関わり的重要性を感じる毎日です。

また、働きながら、成年後見制度を聞いたことがない、知らないという声も聞き、きっと、私も大学で勉強していなかったら、聞いたことがない一人になっていたかも知れません。制度が整うだけでなく、正しく周知され、機能されるのが大事だと感じました。

まだまだ知らないことがたくさんあります。社会人としても、相談員としても未熟者です。これから先輩方にご指導いただきながら日々、精進していきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひします。



山本理加です



## ★会員募集★

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただきたく会員募集をしています。個人、団体、企業を問わず広く皆様の入会を心よりお待ちしております。

### ●正会員年会費●

個人 1口 3,000円  
団体 1口 10,000円

### ●賛助会員年会費●

個人 1口 2,000円  
団体 1口 5,000円

ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。